

消費税率の引き上げに伴う 使用料・手数料などの変更について

10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、下記のものをはじめとして使用料や手数料などが変わります。変更後の使用料や手数料については、各施設または担当課・室までお問い合わせください。

【財政課】



▼施設などの使用料

施設名	問い合わせ先
文化センター	人権・男女共同推進室
市民会館	市民会館
保健福祉センター	福祉課
やどり温泉いやしの湯	シティセールス推進課
地場産業振興センター	はしもとブランド推進室
都市公園	まちづくり課
神野々緑地	
橋本駅前駐車場	
高野口駅北駐車場	
橋本林間田園都市駅駐輪場	
橋本市せせらぎ公園	農林整備課
中央公民館・教育文化会館	中央公民館
地区公民館	各地区公民館
東部コミュニティセンター	隅田地区公民館
学文路スポーツセンター	生涯学習課
勤労者体育センター	
住吉運動公園	
伏原テニスコート	
伏原体育館	
東家体育館	運動公園管理事務所
学文路東体育館	
学校施設（運動場、体育館）	
郷土の森学習体験棟	
運動公園	
県立橋本体育館	県立橋本体育館
産業文化会館	産業文化会館
温水プール	温水プール事務所
橋本市墓園（墓園管理料のみ）	生活環境課
橋本市斎場（施設使用料のみ）	

▼手数料

主な内容	問い合わせ先
し尿汲取り	生活環境課
指定ごみ袋 粗大ごみ収集シール	
事業系一般廃棄物収集運搬手数料	
依頼ごみ、小動物死体の運搬	環境美化センター

▼その他

主な内容	問い合わせ先
橋本都市計画用途地域図	まちづくり課
高野口都市計画図	
産業廃棄物（繊維くず）指定袋	生活環境課
水道料金	水道経営室
飲料水供給施設水道料金	
下水道使用料	
農業集落排水維持管理負担金 および使用料	水道施設課
水道メーター貸与費用	
給水分担金	

ご注意ください

施設を利用する際の使用料については、平成31年4月1日以降の事前予約の場合、申込日の税率ではなく、利用日の税率が適用されます。

- ・4月1日以降に事前予約、9月30日までの利用
→現行料金（消費税8%）
- ・4月1日以降に事前予約、10月1日以降の利用
→新料金（消費税10%）

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります



10月から全国で幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などの利用者負担額（保育料）が無償になります。

対象者など詳しくは市ホームページをご覧ください。
【こども課】

対象者

- ・3歳児クラス～5歳児クラスの全ての子ども
- ・幼稚園、認定こども園の幼稚園機能を利用する満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までの間の子ども）
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

手続きについて

幼稚園、保育所、認定こども園を利用している人（支給認定を受けている子ども）は手続き不要です。
なお、幼稚園と認定こども園（1号認定）で預かり保育を利用する場合や、認可外保育施設などを利用する場合は、下表の申請先に新たな認定申請を行ってください。

提出書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真があるものの写し）
- ・保育の必要性を確認するための書類（就労証明書など）

提出期限

9月18日(水)

申請書配布

申請書はこども課、市内各園、または市ホームページで入手できます。

対象外の費用

- ・延長保育の利用料
- ・通園送迎費、食材料費、行事費などの実費徴収
※2号認定を受けている子どもの食材料費は、主食分（お米など）と、現在保育料の一部として負担いただいている副食分（おかずなど）を合わせて支払っていただくことになります。
※年収360万円未満相当世帯の子どもとすべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費は免除されます。

問い合わせ

こども課 保育幼稚園係
☎33-6102

幼児教育・保育無償化の内容および申請先

対象施設・事業	無償化の内容	申請先
幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業	・利用者負担額（保育料）が無償 ・新制度未移行幼稚園は月額上限2.57万円	申請不要
幼稚園と認定こども園（1号認定）の預かり保育	・月額上限1.13万円（1カ月の利用日数×450円） ・満3歳児は住民税非課税世帯のみ対象で月額上限1.63万円	幼稚園 認定こども園
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	・月額上限3.7万円 ・0歳児クラス～2歳児クラスは住民税非課税世帯のみ対象で月額上限4.2万円	こども課